

組 合 員 各 位

福 岡 県 印 刷 工 業 組 合
理 事 長 原 健 之
(公 印 省 略)

令和 5 年度後期技能検定試験 プリプレス (DTP 作業) 実施のご案内

令和 5 年度後期 プリプレス (DTP 作業) 技能検定を下記要領で実施します。

本検定は、国家検定であり、合格者 1 級については厚生労働大臣名、2 級については福岡県知事名の合格証書が交付され、技能士の称号が与えられます。

つきましては、貴事業所従業員で受検希望の方がおられましたら、お電話で結構ですので、当組合までご連絡下さい。申請書類一式を会社宛てにご送付申し上げます。

なお、実技、学科とも同時申込みとなります。受検申請書に必要事項記入の上、本人確認書類と受検手数料の領収控えを添付し、当組合宛て、10 月 10 日(火)必着にてご提出下さい。申請期日にご留意下さいますようお願い申し上げます。

また、受検申請書は当組合が取り纏め、県に提出いたします。当組合を通さず直接提出された場合、当組合で受検人員の把握ができず、試験会場確保等に支障をきたすこととなりますので、必ず組合を経由しての申請書提出をお願い申し上げます。

記

1. 実施職種 「プリプレス (DTP 作業)」
2. 受検手数料 実 技 1 級・2 級 18,200 円
(※25 歳未満の者 2 級 9,200 円) ※2023 年 4 月 1 日時点の年齢
学 科 1 級・2 級 3,100 円
3. 添付書類 本人確認書類 (下記のいずれかの書類の写しを添付)
 - ①運転免許証、個人番号カード (個人番号の箇所は黒塗りすること)
その他の日本の官公庁が発行した身分証明書 (氏名及び生年月日が確認できるものに限る)
 - ②特別永住者証明書、在留カード
 - ③健康保険被保険者証
 - ④生徒手帳、学生証 (氏名及び生年月日が確認できるものに限る)
 - ⑤外国政府が発行した旅券 (写真欄及び日本国査証欄)

4. **申し込み先** 福岡県印刷工業組合 電話 092-271-2700
福岡市博多区築港本町 6-1
5. **申込締切** **令和5年10月10日(火) 必着**
6. **受検資格** 別紙のとおり
7. **実技試験の概要** (当組合が県職業能力開発協会の委託を受けて実施します)
 - 1級 DTPシステムを用いて、提示された指定書により、支給された課題データを組版・編集し、PDF/X-1a又はPDF/X-4を作成しカラープリンタにより出力する。
(試験時間 3時間)
 - 2級 DTPシステムを用いて、提示された指定書により、支給された課題データを組版・編集し、PDF/X-1a又はPDF/X-4を作成しカラープリンタにより出力する。
(試験時間 1時間45分)
8. **実技試験** 令和6年1月27日(土)を予定
9. **学科試験** 令和6年2月4日(日)午前
10. **合格発表** 令和6年3月8日(金)

技能検定のメリット

- ・印刷職種として、毎年、夏に「オフセット印刷作業」、冬に「DTP作業」の2種類の国家検定を実施しています。
- ・1級は厚生労働大臣名、2級は福岡県知事名の合格証書が交付され、国に認められた「技能士」を名乗ることができます。
- ・技能士がいることは、企業が高い技術力を持つ証明となり、顧客からの信頼を得られます。
- ・高い技能を持つ技能士がいることにより、製品の生産性の向上や品質維持に役立ちます。
- ・習熟度を確かめる方法としても有効で、企業内の能力評価制度を、技能検定を活用することで代用できます。

受検資格について

受検資格

技能検定は、職業訓練歴や学歴により、実務経験年数が定められています。

区 分	3 級	2 級		1 級			単一等級	特 級
	3級の技能検定の受検に必要な実務経験年数	2級の技能検定の受検に必要な実務の経験年数		1級の技能検定の受検に必要な実務の経験年数			単一等級の技能検定の受検に必要な実務経験年数	1級の技能検定に合格した後の実務経験
		直 接 受 検	3級の技能検定に合格した後の実務経験	直 接 受 検	3級の技能検定に合格した後の実務経験	2級の技能検定に合格した後の実務経験		
実 務 経 験 の み	0 (注③)	2	0	7	4	2	3	
専門高校卒業、専修学校（大学入学資格付与課程に限る）卒業 ※検定職種に関する学科を修了(注①)	0	0	0	6	4	2	1	
短大・高専・高校専攻科卒業、専門職大学前期課程修了 専修学校（大学編入資格付与課程に限る）卒業 ※検定職種に関する学科を修了(注①)	0	0	0	5	4	2	0	
大学卒業（専門職大学前期課程修了者を除く） 専修学校（大学院入学資格付与課程に限る）卒業 ※検定職種に関する学科を修了(注①)	0	0	0	4	4	2	0	
専修学校（注②）、又は各種学校卒業 （厚生労働大臣指定のものに限る）	3,200時間以上	0	0	4	4	2	0	5
	1,600時間以上	0	0	5	4	2	1	
	800時間以上	0	0	6	4	2	1	
短期課程の普通職業訓練修了	700時間以上	0	0	6	4	2	1	
普通課程の普通職業訓練修了	2,800時間以上	0	0	4	4	2	0	
	2,800時間未満	0	0	5	4	2	1	
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了	0	0	0	3	2	1	0	
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了	0	0	0		1		0	
指導員養成課程の指導員養成訓練修了	0	0	0		1		0	
職業訓練指導員免許取得	0	0	0		1		0	
高度養成課程の指導員養成訓練修了	0	0	0		0		0	

【ご注意ください】

- ・「実務経験年数」とは、申請書受付切日(10月13日)現在の検定職種に係る実務経験年数をいいます。
- ・「1級」を受検する場合2・3級合格後、「2級」を受検する場合3級合格後、又は直接受検のいずれかの実務経験年数があれば受検できます。
- ・2・3級合格後とは、合格年月日が起算日となります。
- ・3級技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科の在学学生及び検定職種に関する訓練科における職業訓練の受講者も受検できます。また、工業高等学校に在学する者等であつて、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたものも受検できます。
- ・検定職種に関する学科については、下記を参照して下さい。(表の注①)
- ・大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程以外の専修学校。(表の注②)
- ・検定職種に関し実務の経験を有する方に限ります。(表の注③)
- ・厚生労働大臣の指定を受けていなくても受検できます。(表の注④)
- ・総訓練時間が700時間未満のものを含みます。(表の注⑤)